

**JPX「サステナブルファイナンス環境整備検討会」**

**中間報告書**

**2022年1月31日**

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに .....                      | 1  |
| 第1章 サステナブルファイナンス市場の現状と課題.....   | 3  |
| 1. わが国のサステナブルファイナンス市場の現状 .....  | 3  |
| 2. サステナブルファイナンス市場発展に向けた課題 ..... | 3  |
| 第2章 課題解決の基本的な方向性と具体的な検討 .....   | 8  |
| 1. 情報プラットフォームの構築 .....          | 8  |
| 2. ESG 債の適格性の確保 .....           | 10 |
| 3. 情報プラットフォームの運営方式と情報集約.....    | 12 |
| 第3章. 今後の方針 .....                | 14 |
| (情報プラットフォームの立上げ・改善) .....       | 14 |
| (ESG 債の適格性確保の検討) .....          | 14 |
| (金融商品等の拡充・データの整備) .....         | 15 |
| (本検討会の今後) .....                 | 15 |

「サステナブルファイナンス環境整備検討会」メンバー名簿

2022年1月31日現在

|        |                                |                                               |     |
|--------|--------------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 座長     | 水口 剛                           | 高崎経済大学 学長                                     |     |
| メンバー   | 相原 和之                          | 日本証券業協会<br>野村證券 デット・キャピタル・マーケット部 ESG 債担当部長    |     |
|        | 池田 健太郎                         | 三菱重工業 グローバル財務部長                               |     |
|        | 押田 俊輔                          | マニユライフ・インベストメント・マネジメント クレジット調査部長              |     |
|        | 梶原 敦子                          | 日本格付研究所 サステナブル・ファイナンス評価本部長                    |     |
|        | 金留 正人                          | DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン サステナビリティサービス部<br>プリンシパル |     |
|        | 菊池 勝也                          | 東京海上アセットマネジメント 理事 責任投資部長                      |     |
|        | 黒崎 美穂                          | 元ブルームバーグ NEF アジア太平洋地域 ESG 部門長                 |     |
|        | 小林 茂                           | 格付投資情報センター(R&I) ESG 推進室長                      |     |
|        | 曾我 豪                           | 東京ガス 経理部長                                     |     |
|        | 竹田 達哉                          | 全国銀行協会 三井住友銀行 経営企画部 サステナビリティ推進室<br>長          |     |
|        | 内藤 豊                           | ブラックロック・ジャパン サステナビリティ戦略部門長                    |     |
|        | 長谷川 雅巳                         | 日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長                          |     |
|        | 林 礼子                           | BofA 証券 取締役副社長                                |     |
|        | 藤田 ゆり子                         | 生命保険協会 第一生命保険 債券部 国内社債課ラインマネジャー               |     |
| 柳瀬 翠   | 日本郵船 財務グループ コーポレートファイナンスチーム長   |                                               |     |
| 吉高 まり  | 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 経営企画部 副部長 |                                               |     |
| オブザーバー | 金融庁                            | 経済産業省                                         | 環境省 |

(敬称略・五十音順)

## はじめに

世界各国でカーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速する中で、金融市場においても、新たな産業・社会構造への転換を促すサステナブルファイナンスの重要性が一段と高まっている。

昨年6月にとりまとめられた金融庁の「サステナブルファイナンス有識者会議」報告書でも、日本市場に世界のESG投資資金を呼び込むとともに、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有する日本企業の取組みに活用され、わが国の持続的成長につながるよう、金融面から、企業開示の充実、ESG関連投資信託の透明性向上、ESG評価機関に係る行動規範の策定などの様々な施策を講じていくものとしている。

特に、同報告書では、市場機能の発揮という点から、増大傾向にあるグリーン関連投資について、発行体企業と投資家双方にとって実務上有益な情報が得られる環境が重要であるとして、ESG関連金融商品の「プラットフォーム」の整備やESG債の「適格性を客観的に認証する枠組み」の構築を提言している。

サステナブルファイナンス市場は、株式を中心としたESG投資から発展し、現在ではグリーンボンド等のESG債やローン等でも、世界的に急速に拡大している。わが国でも、ESG投資は多面的に発展しており、ESG債に関しても欧米と比べて市場規模はまだ小さいものの、発行額は増加の一途をたどっている。一方で、市場の拡大が急速に進む中で、投資家・発行体を含む市場関係者からは、いくつかの課題も指摘されている。

投資家からは、ESGに限らない一般の株式や債券の投資と比べて、ESG関連投資は情報収集コストが高いとの指摘がある。現状では、様々なESG投資に係る情報が各企業や評価機関、証券会社等のサイトに散在し、市場全体の情報が集約されておらず、脱炭素・環境・社会的インパクト等の幅広いESG投資の実情について、網羅的な情報把握が容易でない。

また、資金調達を行う企業からも、たとえばESG債に関して、他社の発行状況といった市場環境を見極めつつ、自社のどの様なプロジェクトや取組みがESGに係る資金調達に適しているのか、自社の戦略を含め発行後の情報開示はどうあるべきか、といった資金の調達と活用の検討に必要な情報が集約されておらず、実

務負荷につながっているとの指摘がある。

加えて、国際的には、ESG 投資の金額・対象がともに広がりを見せる中で、投資対象の ESG の観点からの適格性（以下、適格性）を確保し、いわゆるグリーンウォッシュへの懸念に対応していくことの重要性も指摘されている。例えば、「グリーンボンド」は、一般に「明確な環境改善効果」を有する事業を資金用途とする債券等とされているが<sup>1</sup>、「明確な環境改善効果」の具体的内容を幅広い投資家・企業等が客観的に理解・評価するための基準や方法については、発展の途上にある。

日本取引所グループ（以下、JPX）においては、金融庁有識者会議の上記提言も踏まえて、ESG 投資を取り巻く課題に現時点で可能な限り対応し、わが国における ESG 投資の裾野の拡大に資することができるよう、昨年 10 月、「サステナブルファイナンス環境整備検討会」（以下、本検討会）を設置し、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する「情報プラットフォーム」等について実務的な検討を進めてきた。

本報告書は、これまでの本検討会の議論を整理し、企業等・投資家・評価機関等の市場関係者間での ESG に係る対話が深化し、持続的な市場と経済の発展につながるよう、プラットフォーム等の具体的なあり方や、更なる市場の充実と透明性の確保に向けた今後の課題や対応等について、取りまとめたものである。

本取りまとめを契機として、JPX においてプラットフォームの整備に着手するとともに、サステナブルファイナンスに関するわが国の幅広い関係者間での議論を促し、更なる対応につなげていくよう努めていきたい。

---

<sup>1</sup> 環境省「グリーンボンドガイドライン」（2020 年版）によれば、「グリーンボンドは、調達資金の用途を環境改善効果のある事業（グリーンプロジェクト）に限定して発行される債券」とされている。

## 第1章 サステナブルファイナンス市場の現状と課題

### 1. わが国のサステナブルファイナンス市場の現状

わが国におけるサステナブルファイナンス市場は、近年急激な拡大を続けている。世界の ESG 投資額の集計をしている国際団体である GSIA (Global Sustainable Investment Alliance) によると、2016 年に 4,740 億ドル程度であった国内の ESG 投資残高は、2020 年には 2.8 兆ドルを超えるまでの伸びを見せている。

また、同団体によれば、わが国の投資運用残高に占める ESG 投資の割合についてみても、2016 年に 3%程度だったものが、2020 年には 24%程度まで上昇している。世界全体の ESG 投資残高に占める日本の割合についても、徐々に上昇し一か国で 8%程度となっている。

ESG 投資のうち、グリーンボンド等の ESG 債（債券投資）についても、同様の傾向が見て取れる。気候関連債券に関する国際 NGO である CBI (Climate Bonds Initiative) の集計<sup>2</sup>によると、世界的なトレンドと軌を一にして日本の ESG 債市場も拡大を続けており、環境省の集計によれば<sup>3</sup>日本におけるグリーンボンドの発行額は 2021 年で約 1.8 兆円に上る。また、日本証券業協会の集計によれば<sup>4</sup>、日本における SDGs 債の発行額は 2020 年で約 2.1 兆円である。

市場規模そのものについては、欧米全体と比べればまだ小さい水準にあるが、全体としてみれば、今後カーボンニュートラル等に向けた内外の取組みの更なる進展が予想される中で、わが国でも ESG 投資の更なる伸びが見込まれる。

### 2. サステナブルファイナンス市場発展に向けた課題

サステナブルファイナンス市場が発展するためにはさまざまな課題が考えられるが、本検討会では特に市場関係者が必要な情報を得やすい環境づくりと、ESG 債等の適格性に関わる問題を中心に検討した。

---

<sup>2</sup> <https://www.climatebonds.net/market/data/>

<sup>3</sup> 環境省「グリーンファイナンスポータル」

<sup>4</sup> 日本証券業協会「SDGs 債の発行状況」

まず、ESG 関連の資金が近年急速に増加し、今後も増加していくことが見込まれる中で、投資家や資金調達を行う企業を含む市場関係者からは、投資に係る様々な情報、特に、発行額や価格等に止まらない、ESG に係る広範な情報が集約されておらず、投資や調達に当たっての実務的な課題になっている、との指摘がある。

ESG 投資については、財務情報に加えて、ESG 等の非財務情報やこれらを読み解くための専門的な情報・知見が必要であり、これらを一元化して投資家・企業・評価機関等の市場関係者全体に「見える化」し、幅広く集約するハブ機能を設けることが、今後の ESG 投資市場の健全な発展には欠かせない。

また、グリーンボンドやトランジションボンドといった ESG 債については、企業等の取組みや調達資金の用途等について、国内外のガイドラインや最新の実務状況等に照らして適格か、発行企業・投資家以外の第三者の評価機関等による外部評価が行われることが一般的であるが、国内外のガイドラインや評価機関、投資の実例には様々なものがあり、実質的な判断基準が捉えづらい、との指摘がある。

外部評価に関わる検証や責任の範囲等についても様々なものが存在する<sup>5</sup>が、いずれの場合も、ある債券の資金用途が「グリーン」や「トランジション」等に適格かといった点を評価する上では、金融面の知見のほか、技術や産業に関する専門的な知見、国際的な議論や実務の動向など<sup>6</sup>、様々な側面を考慮する必要があり、かつ、国際・実務動向等も順次変化してきている。

例えばグリーンボンドは、明確な環境改善効果を有するもの等とされているが、具体的な事業の対象は必ずしも一意に定まっていない。どの事業が「グリーン」の対象と言い得るか、何らかの数値基準を設ければ明確化は図れる一方で、定性的な要素の加味の必要性や単一の指標で判定することの是非等については様々な意見がある中で、画一的な判断につながるおそれもある。

各国においても客観的に適格性等を評価していくための枠組みとして、官民で

---

<sup>5</sup> 適格性に係る自主基準策定に長く取り組んできた ICMA（国際資本市場協会）は、外部評価は、セカンドパーティー・オピニオン（SPO）、格付け（scoring/rating）、検証（verification）、認証（certification）の4種に区分することが出来るとしている。

<sup>6</sup> 参照しているガイドラインとしては ICMA、CBI、環境省グリーンボンドガイドライン等に加えて、エネルギーや排出量に係る IEA の試算、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）や BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）など特定業界に係るものなど、様々なものがあるとの指摘があった。

様々な検討が進められている (BOX 1 参照)。定義をどの程度定量的又は具体的に定めるべきか、基準等を策定する場合に規制等によるか又は市場ベースで決定するアプローチとするか、更にその活用方法についても、基準の参照を発行等の義務とするもの、上場等の要件とするものなど、様々なアプローチで検討が行われている途上にある。

#### 【BOX 1】 ESG 債に係る適格性確保のための主な取組み

欧州委員会は、域内で「EU グリーンボンド」と称する債券等を発行する場合に満たすべき要件を規定し、資金使途が「EU タクソノミー」に合致すること、資金使途対象以外の環境目的を著しく害するものでないこと、欧州証券市場監督局に登録した評価機関による評価を発行前・後に得ること等としている。「EU タクソノミー」については、気候変動緩和、生態系の保護等に「実質的に貢献」するものとし、産業ごとに定量的・定性的な詳細基準を定めている。

サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム IPSF は、EU と中国のタクソノミーを比較し共有項を抽出し、重複部分を基準化する試みの一環として、2021 年 11 月、「コモン・グラウンド・タクソノミーに関する報告書」（原題：IPSF Common Ground Taxonomy Instruction Report）を公表した。

ロンドン証券取引所は、同取引所に上場する ESG 債等が満たすべき要件として、ICMA グリーンボンド原則又は EU 基準等に準拠すること、基準等への準拠性につき、独立・専門性等の要件を満たす評価機関の評価等を得ること、トランジションボンドについては、2050 年ネットゼロに向けた改善状況等を年次で報告すること等を定めている。取引所が民間団体によるハイレベルな基準も含めて採用することで、一定の許容度を確保する形となっている。

シンガポール通貨管理庁 (MAS) は、「金融機関の共通言語」としてタクソノミー概要案を公表。資金使途等が、4つの環境目的（気候変動の緩和や適応、生物多様性の保全、資源のレジリエンス向上）に合致するかについて、合致する場合は「緑」、合致しない場合は「赤」、その間は「黄」としているが、詳細な内容等は現時点では明らかでない。



また、2050年カーボンニュートラルに向けた「トランジション」についても、多排出産業に対する今後の投資に向けた重要な取組みであるが、トランジションの途上における目標や毎年の進捗等をどう考えるか、地球規模の排出目標と各産業・企業の目標との整合性等をどう勘案するかなど、様々な論点が存在する。

国内では、経済産業省・環境省・金融庁で、企業のトランジション戦略の適格性を判断するための指針として、昨年5月に「クライメート・トランジションファイナンスに関する基本指針」を策定している。また、経済産業省は、昨年10月以降、脱炭素に向けた「分野別ロードマップ」を策定している（2021年度中に多排出産業の7分野で策定見込み）。

国際的にも、昨年のCOP26より「トランジション」のあり方について議論が加速しつつあり、G20において今後適切な国際機関等と連携しながら2023年までに検討を進めることとしているほか、民間金融機関等の有志連合も自主的な検討を進めることとしているなど、様々な取組みが見られる（BOX2参照）。

現時点では、トランジションボンドの発行等はまだ緒についたばかりであるが、今後、実務上の具体的目線も巻き込みながら国内外の議論が進捗していくことが想定される。

#### 【BOX 2】 トランジションファイナンスに係る国際的な主な取組み

昨年10月のG20財相・中銀総裁会議及びG20首脳会議で承認された「G20サステナブルファイナンスロードマップ」では、2023年にかけて、G20サステナブルファイナンスワーキンググループが各国際機関と協働してトランジションファイナンスに係るハイレベル原則を策定することとされている。

ネットゼロを目指す民間金融機関の有志連合であるGFANZ(Glasgow Financial Alliance for Net Zero)やこれを構成するNZBA(Net Zero Banking Alliance)等において、ネットゼロに向かう各企業の経路(パスウェイ)に必要な要件や金融機関としてどう産業界のトランジションに関与すべきか等について、議論を進めることとしている。

グリーンボンド原則等の事務局を担う国際資本市場協会(ICMA)は、2019年

6月の年次総会において、トランジションファイナンスについての国際的ルール策定の提案がなされ、2019年12月 ICMA内にクライメートトランジションファイナンス作業部会を設立。その後、2020年12月に「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」を策定した。

加えて、CBI(Climate Bonds Initiative)は、トランジションに係る評価のあり方の素案を昨年9月に公開し、各企業が、パリ協定と整合したトランジションの目標を設定し、これに沿った定量的KPIを設定し、行動計画を定めること等が重要としている。

## 第2章 課題解決の基本的な方向性と具体的な検討

### 1. 情報プラットフォームの構築

第1章で示したとおり、市場関係者が必要な情報を得やすい環境づくりの観点から、金融庁有識者会議の提言も踏まえ、わが国 ESG 市場の「ハブ」機能としてプラットフォームを構築し、整備・拡充していくことの方角性が必要である。

その際、国内で発行されるサステナブルファイナンスに係る金融商品について、可能な限り集約的な情報源として整備し、情報を一元化していくことが重要となる。第一段階として、グリーンボンド、トラジションボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド等の公募 ESG 債を対象に、現在、発行体や評価機関、証券会社等のウェブサイトそれぞれ掲げられている発行情報、評価情報、企業等の戦略情報などがプラットフォーム上に集約される環境を整備する。これにより情報収集コストを下げ、透明性を確保しつつ、適格・迅速な判断等の一助となることが期待される。

既に、各企業等による情報開示のほか、環境省「グリーンファイナンスポータル」、日本証券業協会「SDGs 債の発行状況」など、様々な情報基盤は整備されつつあるところであり、これらを活用・集約し、市場関係者全体のニーズに適った有益な情報項目を、広く ESG 投資全般に集約していくことが望ましい。

とりわけ、一般の投資と比べて ESG 投資については、経営戦略や ESG の取組みなど、発行体の ESG 特性に係る情報が重要との指摘があった。例えば、類似の発行事例と比べて何が特徴的であるか、発行に当たっての「フレームワーク」<sup>7</sup>の具体的内容がわかるような基盤整備が有用との指摘があった。

関連して、企業等の取組みについて有用な情報を得る観点から、例えば、調達資金の実際の充当状況や、企業戦略見直しの状況といった、ESG 債発行後の情報（いわゆるレポーティング情報）も重要との指摘があった。特に、「インパクト」の創出を重視する投資家にとっては、環境改善等の効果を端的に把握できることが重要との指摘があった。

---

<sup>7</sup> ESG 債等を発行する際に明らかにされる資金調達の狙いや使途、対象事業の選定方法、調達資金の管理方法、発行後の開示等を総称したもの

また、「グリーン」や「トランジション」等についての適格性に係る基準も含めて、専門的な知見を必要とする ESG 投資・ファイナンスについて、関心を持つ投資家、企業、金融実務家等に前提知識を含めた情報・コンテンツ提供を行い、市場参加者の裾野の拡大につなげていくことが重要である。例えば、ボンドやローンなどの発行・取引事例が見られつつあるトランジションファイナンスについて、サステナブルファイナンスとのかかわり・位置づけ等が幅広い関係者に十分に理解されていないとの指摘があるところであり、コンテンツ等による理解の促進が重要と考えられる。

ESG 投資・ファイナンスに関する情報提供等としては、現在「JPX ESG Knowledge Hub」において、企業の ESG 開示を支援する観点から、上場会社の開示のポイントや開示事例、ESG 評価機関の紹介などが行われている。これを企業の ESG 開示支援にとどまらず拡充しつつ、プラットフォームとも適切に連携することで、広く金融分野の関係者が実践的な知見を得るための環境を整備していくことが期待される。

さらに、投資家をはじめとする市場関係者の教育コンテンツへの参画等を通じて、情報提供にとどまらず関係者が相互に理解を深める場としてプラットフォームを活用することも考えられ、さまざまな機会により、プラットフォーム利用者が必要とする情報について継続的に充実化を図ることも期待される。

上記を踏まえ、ESG 投資市場が健全な形で発展していくため、市場関係者全体に有益な情報項目として、現時点では以下のようなものが考えられる。

- |        |   |                                                                         |
|--------|---|-------------------------------------------------------------------------|
| 基礎的な情報 | : | 起債日（条件決定日）、発行体名称、債券名称、発行額、通貨単位、利率、払込期日、償還期限、主幹事証券会社等、募集形態、債券格付け、ESG 債区分 |
| 発行体情報  | : | 発行体のフレームワーク・ESG 情報・戦略等（発行体ウェブサイトへのリンク）                                  |
| レポート情報 | : | 調達資金の充当状況やインパクトなど発行後レポートの情報（発行体ウェブサイトへのリンク）                             |

- 評価情報 : 外部評価を行った評価機関の名称、評価機関が適合性を確認したガイドライン、その他の評価情報（評価書へのリンク）
- その他コンテンツ : 上場会社の開示事例、ESG 評価機関の紹介に加えて、ESG に係る金融実務家等の裾野拡大に資する情報・教育コンテンツ

上記では、公募により発行される ESG 債を念頭に、掲載を検討する情報項目を列挙しているが、こうした情報については、私募債や、債券以外の広くローン、金融商品等についても、上記の考え方に沿って、情報整備が可能なタイミングを見極め、適切に対象を拡大していくことが望まれる。

なお、公募 ESG 債に関しては、上記以外に、投資家が当該債券を一意に識別するコードや、類似事例の参照を容易にする業種情報等の掲載も、利便性向上に資すると考えられる。

また、本検討会では、例えば削減する CO<sub>2</sub> 排出量等、発行体等の ESG に係る取組状況を端的に表す特定の係数を定め、情報集約し掲載することについて議論が行われ、一般の利用者に分かりやすい情報提供となる可能性があるとは指摘があった一方で、単純な横比較は企業の取組実態に係る評価をミスリードする可能性もある、との指摘もみられた。

この点も踏まえて、プラットフォーム立上げに際しては、まずは、発行体が公開する情報を活用し、リンク等で集約する。その上で、市場関係者にとって重要な企業等の具体的な情報項目・データを特定し、これをわかりやすく掲載する方法等についても、早期に検討を行うべきである。ESG データの集約・公表等は適時の継続的改善が重要であり、プラットフォーム立上げと並行して、今後の主要課題として検討を進めていくことが必要である。

## 2. ESG 債の適格性の確保

第 1 章で示した通り、グリーンボンド等の ESG 債を中心に、ESG の観点から資金使途等が適格か、専門の評価機関が国内外のガイダンスや最新の実務状況に照らして評価を行い、結果を公表することが一般的であるが、プラットフォームに

においては、こうした適格性に係る情報提供機能が重要となる。

既述のとおり、ESG の観点からの適格性に係るガイドラインの整備や評価実務の積み上げについては、国内外で様々な取組みが続いているが、「グリーン」や「トランジション」等として専門的見地から、適格と言い得るかは、発行・投資に当たっての基本的な情報であり、重要なものである。

プラットフォームにて、それぞれの金融商品が、具体的にどのような判断基準や方針に基づいて評価が行われたか、評価に用いられた基準の内容・特性についての解説などとともに情報提供を行うことで、発行や投資判断に資するほか、類似事案との比較可能性を向上させ、市場機能を通じた適格性の向上等につながることも期待される。

現在、国内外で、また官民双方で適格性に係る様々な議論・取組みが継続している中で、足許での実際の発行や投資局面での適格性の判断は、個々の投資家や発行体・評価機関など、それぞれの市場関係者に委ねられる面が多くなる。

本検討会では、最終的な投資・発行における判断は、各経済主体が自ら判断すべきものであるが、市場参加者や当局の間で「グリーン」「トランジション」等の望ましい具体的基準等を共有し、こうした基準等に基づいていることを客観的に確認・認証する枠組みがあれば、第三者評価の透明性・客観性を高め、投資家・発行者が安心して市場参加することにつながるのではないかと指摘があった。

一方で、多くの委員からは、足許の市場動向の実態を見ると、わが国を含む世界の ESG 債市場はいまだ発展途上の段階にあり、ESG 債の発行を積み重ねつつ、どのような発行事例がグリーンウォッシュ等として課題となるのか相場観を形成していくことが重要と指摘があった。

また、同様の観点から、現段階では、市場での発行・取引等の実績を積み上げつつ、市場全体の目線を形成していくことが重要であり、当局や市場参加者等の間で具体的な基準等を定めていくといった認証の枠組みについても、段階を追って実績の集積とともに整備していくことが望ましいと指摘があった。

このため、プラットフォームについては、まずは、発行体や評価機関がどのガイドラインを参照し、どのように適格性を判断したか、具体的な理由等を明らかにしている評価書をプラットフォーム上に集約し、市場関係者の判断の土台とし

ていくことが重要と考えられる。

ESG 債などの発行状況を網羅的に集約し、評価情報等と合わせて情報を一元的に明らかにすることで、類似事例とも比べたそれぞれの債券の特性について比較可能性・透明性を向上させ、市場機能を通じた適格性の向上等につながることを期待される。

このほか、適格性の確保の観点からは、評価等を専門的に実施している ESG 評価機関の役割が今後ますます重要となり、評価機関に係る透明性の確保等の取り組みが重要となるとの指摘もあった。

### 3. 情報プラットフォームの運営方式と情報集約

情報プラットフォームを構築し、円滑に運営していくためには、プラットフォームを持続可能な形で運営していく視点が欠かせない。

このためには、何よりも、プラットフォームの情報集約機能を高め、また様々な機能や使い勝手を改善して利便性を高めることで、市場関係者の利用を促していくことが基本となる。併せて、情報集約の仕組みやプラットフォームの管理運営を工夫し、効率化と持続可能性の向上を図ることが重要と考えられる。

例えば、現在は、都度発行される ESG 債について、インターネットや証券情報端末等から事後に個別に情報を検索・集約することが一般的であるが、今後市場の拡大が見込まれる中で、それぞれの発行の都度、関係者の理解と協力の下で既存の実務を踏まえて効率的に情報を集約する仕組みが望まれる。

例えば、公募 ESG 債であれば、募集時に発行体が開示する情報や、主幹事証券会社が保持する公開情報を、プラットフォームに情報提供するフローが考えられる。発行当事者による情報発信を活用するため、市場関係者にとってもタイムリーかつ網羅的な情報集約となるほか、プラットフォームの運営コストの縮減にも寄与すると考えられる。

また、関係者による継続的な利用を促していくためには、網羅性の確保が欠かせないが、発行にあたりプラットフォーム運営者への情報提供を義務付けるというよりも、市場関係者全体の利便性向上を通じて発行体や証券会社等の関係者に

適切な動機付けを行うなど、関係者の理解を得つつ機動的な拡張が可能な運営方式を採用しつつ、着手可能な分野から速やかに整備を進めていくことが望ましい。

なお、本検討会では、プラットフォーム運営者と市場関係者との間で協議会を設立するなどし、一定の義務付けや費用負担をすることも考えられる、との指摘もあった。速やかなプラットフォームの立上げを実現した上で、機能拡張等に向け、安定した運営のために必要な役割分担の見直しや相応の応益負担について、継続して検討を行うこととする。



### 第3章. 今後の方針

上記を踏まえ、今後は以下のように進めていくことが適当と考えられる。

#### (情報プラットフォームの立上げ・改善)

情報プラットフォームについては、当面、公募により発行される ESG 債を念頭に、起債日、発行体名称、ESG 債区分等の基礎的な情報、企業戦略や ESG の取組み等の発行体情報、調達資金の充当状況やインパクト等のレポート情報、外部評価機関による評価書等の評価関連情報を集約し、プラットフォームとして構築していく。その際、実務を担う関係者の理解促進や、ESG にかかわる金融関係者の裾野の拡大にも資するよう、様々なコンテンツの提供拡充も進める。

プラットフォームについては、まずは本年の年央を目途に立上げを目指して、JPX において、市場関係者の意見を聞きつつ、集約する企業情報の収集を含め、検討・構築作業を進めていく。立上げ後は、市場関係者の利用を促進すべく周知に努めつつ、利用者の使いやすい形で情報提供が行われ、プラットフォームの目的が十分果たされているか等について継続的に本検討会議で議論・検証を行い、必要な改善を行う。必要な改善に伴い、安定した運営を維持する観点から、協議会の設立是非など運営方式等の見直しについても議論を行うほか、情報集約フローについても、機能状況等を適時に確認し、更なる改善余地がある場合には検討していく。

#### (ESG 債の適格性確保の検討)

「グリーン」、「トランジション」等の ESG 債等の適格性を確保していくための取組みとしては、段階的なアプローチを取ることとし、まずは、市場の発展途上期に、様々な企業等による ESG 債の発行を促しつつ、発行情報をプラットフォームに集約し、どのガイドラインに基づきどの様に適格性を判断したかといった評価情報をプラットフォーム上で集約することで、市場規律を通じた質の向上等を図る。

その上で、基準等については、今後国際的に議論が進展していくことも見込まれ、議論や市場の動向を鑑みて、例えば、プラットフォームの機能を拡充する形で、市場参加者や当局で「グリーン」「トランジション」等について適格な内外の基準等を共有することなど、客観的に各債券等の適格性を認証することが出来る枠組みを整備することが出来ないか、金融庁の「サステナブルファイナンス有識者会議」とも連携し、継続的に検討していく。

### **(金融商品等の拡充・データの整備)**

将来的には、プラットフォームの範囲を拡充させる形で、国内公募債だけではなく、様々な論点を整理しながら、私募債や海外発行の ESG 債、ESG 関連のローンや投資信託等その他金融商品等を対象としていくことも考えられる。幅広い ESG 関連の金融商品等の情報を一元化することが出来れば、企業等の取組みについてのより具体的な情報収集・提供につながる可能性もある。

また、環境改善効果等のインパクト関連情報については、具体的な環境改善その他の社会的効果を表し、これらに関心を有する投資家等の間でのインパクト投資の拡充と併せて、更にニーズが高まってくることが想定される。市場全体の変化も見据えた改善が重要となる。

企業の ESG 関連の情報・データについては、世界全体で脱炭素等の取組みが進む中で、開示の拡充の進展と合わせて、株主等から急速にニーズが高まっている。情報・データをプラットフォームやその他の機能を通じて集約し分かりやすく提供していくことは今後の重要課題であり、データの質の確保と併せて、関係者と協議していくことが重要となる。これにより、市場関係者による ESG 関連情報・データの取得・利用が進み、ESG に取り組む企業への投資等とつながる好循環となる可能性がある。

### **(本検討会の今後)**

本検討会については、プラットフォームが、ESG 関連の情報・データを集約・一元化し、サステナブルファイナンス市場のハブとして市場の健全な発展をけ

ん引し、わが国経済の成長に資することが出来るよう、情報集約の進捗や適格性確保等の取組みのあり方等について、継続的に議論を重ねていくものとする。

また、変化の著しいサステナブルファイナンス市場について、継続的に状況を把握しつつ改善に向けた議論を進めることが出来るよう、例えば四半期や半年といった定期的に都度報告を受け、検討を進めていくこととする。

企業等・投資家・評価機関等の市場関係者間の相互で ESG に係る対話が深化し、資金の調達、利用、投資といった資金フローの全体を通じて、ESG が適切に考慮され、持続的な市場と経済の発展につながるよう、引き続き取り組んでいくことが重要である。

以上